

平成二十一年七月十日受領  
答弁第六二八号

内閣衆質一七一第六二八号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、前回答弁書（平成二十一年六月三十日内閣衆質一七一第五七六号。以下「前回答弁書」という。）一について述べたとおりである。

二について

御指摘の「検察庁の判断ミスについて自身に瑕疵はない」の意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、これまで累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、検察当局においては、最高裁判所で無期懲役の判決が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至った事態を重く受け止め、次長検事が御指摘の発言を行うことが適当であると判断したものと承知している。

四について

お尋ねについては、前回答弁書一、四及び九について述べたとおりである。